

## 「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

改 正 後	改 正 前
<p>別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>目次</p> <p>第3編 租税特別措置法関係</p> <p>第87条の3 <u>合成清酒</u>等に係る酒税の税率の特例</p> <p>第2編 酒税法関係</p> <p>第3条 その他の用語の定義 (みりんの定義) <u>(削除)</u></p> <p>1. <u>たんぱく質物分解物の取扱い</u> 令第5条第1号に規定するたんぱく質物分解物は、当分の間、小麦グルテンを原料としたものに限る。</p> <p>第3編 租税特別措置法関係</p> <p>第87条の3 <u>合成清酒</u>等に係る酒税の税率の特例 <u>第2項関係</u></p> <p>1. <u>アミノ酸度</u> <u>アミノ酸度とは、措置法第87条の3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》第2項第2号に規定する「財務省令で定める方法により測定した場合における原容量10立方センチメートル中に含有するアミノ酸を中和する0.1モル毎リットルの水酸化ナトリウム水溶液の容量」をいう。当該数値の測定方法及び「0.5立方センチメートル以上であ</u></p>	<p>別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>目次</p> <p>第3編 租税特別措置法関係</p> <p>第87条の3 <u>みりん</u>等に係る酒税の税率の特例</p> <p>第2編 酒税法関係</p> <p>第3条 その他の用語の定義 (みりんの定義)</p> <p>1. <u>ぶどう糖及び水あめの使用量の取扱い</u> <u>令第5条《みりんの原料》第1号に規定するぶどう糖及び水あめを原料として使用する場合の製造場ごとの使用数量は、当分の間、その製造場において毎酒造年度(毎年7月1日から翌年6月30日までの期間をいう。)に製造するみりんの原料として使用する白米の重量の2倍以下とする。</u></p> <p>2. <u>たんぱく質物分解物の取扱い</u> 令第5条第1号に規定するたんぱく質物分解物は、当分の間、小麦グルテンを原料としたものに限る。</p> <p>第3編 租税特別措置法関係</p> <p>第87条の3 <u>みりん</u>等に係る酒税の税率の特例 <u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ること」とは、具体的には次によるのであるから留意する。</u></p> <p><u>測定方法等</u></p> <p><u>室温（温度が摂氏5度から35度の範囲をいう。以下同じ。）において、検体10ミリリットルを50ミリリットルビーカーに取り、pH計を用いて0.1モル毎リットルでかつ力価1の水酸化ナトリウム水溶液（水酸化ナトリウム4グラムを水に溶かして全量を1リットルとした水溶液をいう。なお、この溶液は、試験の度に力価を国税庁所定分析法に従い標定するのであるから留意する。以下同じ。）により水素イオン濃度指数8.2まで中和する。これに200グラム毎リットルでかつ中性のホルムアルデヒド水溶液5ミリリットルを加え、pH計を用いて0.1モル毎リットルでかつ力価1の水酸化ナトリウム水溶液により水素イオン濃度指数8.2まで滴定した結果が0.5ミリリットル以上であることをいう。</u></p> <p><u>2. 酸度</u></p> <p><u>酸度とは、措置法第87条の3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》第2項第3号に規定する「財務省令で定める方法により測定した場合における原容量10立方センチメートル中に含有する酸を中和する0.1モル毎リットルの水酸化ナトリウム水溶液の容量」をいう。当該数値の測定方法及び「1立方センチメートル以上であること」とは、具体的には次によるのであるから留意する。</u></p> <p><u>測定方法等</u></p> <p><u>室温において、検体10ミリリットルを100ミリリットルの沸騰した水が入っている200ミリリットルビーカーに取り、さらに1分間沸騰させる。室温まで冷却し、pH計を用いて0.1モル毎リットルでかつ力価1の水酸化ナトリウム水溶液により水素イオン濃度指数7.2まで滴定した結果が1ミリリットル以上であることをい</u></p>	



改 正 後	改 正 前
<p><u>用いて、波長 430ナノメートルにおける吸光度を光電光度計又は分光光度計により測定した結果をいう。</u></p> <p>第 8 編 酒類行政法令関係  第 1 章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係  第86条の 5 酒類の種類等の表示義務</p> <p>1 酒類の表示の取扱い等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 酒類の種類等の表示の取扱い</p> <p>イ 酒類の容器に対する表示</p> <p>(イ)～(ニ) (省略)</p> <p>(ホ) 酒類の種類を表示以外の表示義務事項の表示</p> <p>次に掲げる酒類の種類を表示以外の表示義務事項は、それぞれに掲げる方法により表示する。</p> <p>A (省略)</p> <p>B <u>措置法第87条の3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定の適用を受ける合成清酒、みりん又はその他の雑酒について、合成清酒又はみりんの「措置法第87条の3の適用を受ける旨」の表示、その他の雑酒の「法第22条第1項第10号八(1)に掲げるものに該当する旨及び措置法第87条の3の適用を受ける旨」の表示は、次によるものとする。</u></p> <p>(A) <u>合成清酒は、「合成清酒(措置法)」と表示する。ただし、アルコール分16度以上のもの及びアルコール分16度未満のもののうちエキス分5度未満のもの(エキスを「エキス分 度」又は「エキス分5度未満」と表示しているものに限る。)については、当該表示を省略することとしても差し支えない。</u></p> <p>(B) <u>みりんは、「みりん(措置法)」と表示</u></p>	<p>第 8 編 酒類行政法令関係  第 1 章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係  第86条の 5 酒類の種類等の表示義務</p> <p>1 酒類の表示の取扱い等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 酒類の種類等の表示の取扱い</p> <p>イ 酒類の容器に対する表示</p> <p>(イ)～(ニ) (同左)</p> <p>(ホ) 酒類の種類を表示以外の表示義務事項の表示</p> <p>次に掲げる酒類の種類を表示以外の表示義務事項は、それぞれに掲げる方法により表示する。</p> <p>A (同左)</p> <p>B <u>措置法第87条の3《みりん等に係る酒税の税率の特例》に該当するもののエキス分は、アルコール分と同様の方法で表示するものとする。ただし、同条第1号に該当するものについては「エキス分8度以上16度未満」、同条第2号に該当するものうち、アルコール分23度未満のものについては「エキス分8度未満」、アルコール分23度以上のものについては「エキス分16度未満」と表示することとしても差し支えない。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>する。ただし、アルコール分15度以上のもの及びアルコール分15度未満のもののうちエキス分40度未満のもの（エキス分を「エキス分 度」又は「エキス分40度未満」と表示しているもの（「エキス分 8度以上16度未満」又は「エキス分 8度未満」と表示しているものを含む。）に限る。）については、当該表示を省略することとしても差し支えない。</p> <p>(C) <u>その他の雑酒は、「その他の雑酒（みりん類似・措置法）」と表示する。ただし、アルコール分15度以上のもの及びアルコール分15度未満のものうちエキス分16度未満のもの（「エキス分 度」又は「エキス分16度未満」と表示しているもの（「エキス分 8度以上16度未満」又は「エキス分 8度未満」と表示しているものを含む。）に限る。）については、「・措置法」の表示を省略することとしても差し支えない。</u></p> <p>C 税率適用区分の表示は、次による。</p> <p>(A) 発泡酒は、「麦芽使用率 %」又は措置法第87条の4《発泡酒に係る酒税の税率の特例》第1項第1号に該当するものについては「麦芽使用率50%以上」、同項第2号に該当するものについては「麦芽使用率25%以上50%未満」、同項第3号に該当するものについては「麦芽使用率25%未満」と表示する。ただし、同項第1号に該当するものについては「麦芽使用率 %以上」と表示することとしても差し支えない。</p> <p>(B) <u>その他の雑酒（措置法87条の3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定の適用を受けるものを除く。）は、法第22条《課税標準及び税率》第1項第10号</u></p>	<p>C 税率適用区分の表示は、次による。</p> <p>(A) 発泡酒は、「麦芽使用率 %」又は措置法第87条の4《発泡酒に係る酒税の税率の特例》第1項第1号に該当するものについては「麦芽使用率50%以上」、同項第2号に該当するものについては「麦芽使用率25%以上50%未満」、同項第3項に該当するものについては「麦芽使用率25%未満」と表示する。ただし、同項第1号に該当するものについては「麦芽使用率 %以上」と表示することとしても差し支えない。</p> <p>(B) <u>その他の雑酒（措置法87条の3に該当するものを除く。）は、法第22条《課税標準及び税率》第1項第10号のハの(1)に</u>該当するものについては「その他の雑酒</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の八の(1)に該当するものについては「その他の雑酒」<sub>」</sub> 同号八の(2)に該当するものについては「その他の雑酒」<sub>」</sub>と表示する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>D</u> (省略)</p> <p><u>E</u> (省略)</p> <p><u>ロ</u> (省略)</p> <p>八 製造場等の所在地の「記号表示」の取扱い  組合令第8条の3《表示事項》第5項及び組合規則第11条の6《記号表示の届出》に規定する製造場等の所在地を記号で表示する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 表示に用いる記号  表示に用いる記号は、他の表示義務事項の表示との混同を避けるとともに、食品衛生法施行規則第5条《表示義務》<u>第10項</u>の規定に適合するように定めるものとする。</p> <p>(注) <u>1</u> 酒類製造業者が他の酒類製造業者の酒類の製造場又は蔵置場において容器に詰められた酒類を法第28条《未納税移出》の規定に基づき未納税移入した後に更に移出する場合には、食品衛生法上は、当該酒類を容器に詰めた者が製造者として取り扱われ、同法に基づく表示義務が課せられることになるが、この場合の製造場等の所在地等の表示は、次のとおり行うことができるのであるから留意する。</p> <p>(表示例)</p> <p>1 当該酒類を移出する酒類製造</p>	<p>」 同号八の(2)に該当するものについては「その他の雑酒」<sub>」</sub>と表示する。</p> <p><u>D 措置法87条の3に該当するその他の雑酒の「法22条第1項第10号の八の(1)に掲げるものに該当する旨」の表示は、その他の雑酒(みりん類似)と表示する。</u></p> <p><u>E</u> (同左)</p> <p><u>F</u> (同左)</p> <p><u>ロ</u> (同左)</p> <p>八 製造場等の所在地の「記号表示」の取扱い  組合令第8条の3《表示事項》第5項及び組合規則第11条の6《記号表示の届出》に規定する製造場等の所在地を記号で表示する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 表示に用いる記号  表示に用いる記号は、他の表示義務事項の表示との混同を避けるとともに、食品衛生法施行規則第5条《表示義務》<u>第8項</u>の規定に適合するように定めるものとする。</p> <p>(注) 酒類製造業者が他の酒類製造業者の酒類の製造場又は蔵置場において容器に詰められた酒類を法第28条《未納税移出》の規定に基づき未納税移入した後に更に移出する場合には、食品衛生法上は、当該酒類を容器に詰めた者が製造者として取り扱われ、同法に基づく表示義務が課せられることになるが、この場合の製造場等の所在地等の表示は、次のとおり行うことができるのであるから留意する。</p> <p>(表示例)</p> <p>1 当該酒類を移出する酒類製造業</p>

改 正 後	改 正 前
<p>業者の製造場等の所在地が住所と同一である場合</p> <p>「販売元 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号 霞が関酒造株式会社 A」</p> <p>A：食品衛生法施行規則第5条第10項の規定により届け出た記号 (当該酒類を容器に詰めた者を表す記号)</p> <p>2 当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等の所在地が住所と異なる場合</p> <p>「販売元 東京都千代田区大手町1丁目3番2号 東京酒造株式会社 B C」</p> <p>B：組合令第8条の3第5項の規定により届け出た記号(当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等を表す記号)</p> <p>C：食品衛生法施行規則第5条第10項の規定により届け出た記号 (当該酒類を容器に詰めた者を表す記号)</p> <p><u>2 酒類販売業者が酒類の製造を酒類製造業者に委託し、酒類の製造場又は蔵置場において容器に詰められた酒類を移入した後に更に移出する場合には、当該酒類の酒類製造業者に組合法及び食品衛生法上の表示義務が課せられることになる。</u></p> <p><u>なお、この場合においても、酒類販売業者の住所及び氏名又は名称の表示を行うことはできるが、製造場</u></p>	<p>者の製造場等の所在地が住所と同一である場合</p> <p>「販売元 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号 霞が関酒造株式会社 A」</p> <p>A：食品衛生法施行規則第5条第4項の規定により届け出た記号 (当該酒類を容器に詰めた者を表す記号)</p> <p>2 当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等の所在地が住所と異なる場合</p> <p>「販売元 東京都千代田区大手町1丁目3番2号 東京酒造株式会社 B C」</p> <p>B：組合令第8条の3第5項の規定により届け出た記号(当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等を表す記号)</p> <p>C：食品衛生法施行規則第5条第4項の規定により届け出た記号 (当該酒類を容器に詰めた者を表す記号)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>等の所在地の記号表示と併せて表示する場合は、次のとおり行うこととなるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(表示例)</u></p> <p><u>「製造者 東京都千代田区霞が関 3丁目1番1号 霞が関酒造 株式会社 D</u></p> <p><u>販売者 東京都千代田区大手町 1丁目3番2号 大手町酒販 株式会社」</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>D：組合令第8条の3第5項の規定により届け出た記号</u></p> <p><u>(当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等を表す記号)</u></p> <p><u>食品衛生法施行規則第5条10項の規定により届け出た記号</u></p> <p><u>(当該酒類の製造者の製造所所在地を表す記号)</u></p> </div> <p>(ハ) 記号の表示方法</p> <p>記号の表示は、製造業者等の「氏名又は名称」の後に一体的に行うものとする。ただし、容器の形態等に照らして、一体的に行うことが困難な場合には、製造業者等の「氏名又は名称」の後に当該記号の記載場所を明記し、かつ、原則として、次のとおり当該記号が製造場等を表す記号である旨を明記するものとする。</p> <p>(表示例)</p> <p>(表示部分)</p> <p>「製造業者 株式会社(製造場の記号は缶底に記載)」</p> <p>(記載部分)</p> <p>「製造場の記号 <u>E</u>」</p>	<p>(ハ) 記号の表示方法</p> <p>記号の表示は、製造業者等の「氏名又は名称」の後に一体的に行うものとする。ただし、容器の形態等に照らして、一体的に行うことが困難な場合には、製造業者等の「氏名又は名称」の後に当該記号の記載場所を明記し、かつ、原則として、次のとおり当該記号が製造場等を表す記号である旨を明記するものとする。</p> <p>(表示例)</p> <p>(表示部分)</p> <p>「製造業者 株式会社(製造場の記号は缶底に記載)」</p> <p>(記載部分)</p> <p>「製造場の記号 <u>D</u>」</p>

改 正 後	改 正 前												
<p>( <u>E</u> : 組合令第 8 条の 3 第 5 項の規定により届け出た記号 ( 以下この (ハ) において同じ。 ) )</p> <p>なお、当該記号が製造場等を表す記号であることが、明らかに分かる場合には、次のとおり表示することとしても差し支えない。</p> <p>( 表示例 )</p> <table data-bbox="347 622 746 757"> <tr> <td>( 表示部分 )</td> <td>( 記載部分 )</td> </tr> <tr> <td>「製造場の記号 缶底左側に記載」</td> <td>「 <u>E</u> / Lot.1 」</td> </tr> <tr> <td>「製造場の記号 缶底に記載」</td> <td>「 <u>E</u> 」</td> </tr> </table> <p>(ロ) ~ (ホ) ( 省略 )</p> <p>二 ( 省略 )</p>	( 表示部分 )	( 記載部分 )	「製造場の記号 缶底左側に記載」	「 <u>E</u> / Lot.1 」	「製造場の記号 缶底に記載」	「 <u>E</u> 」	<p>( <u>D</u> : 組合令第 8 条の 3 第 5 項の規定により届け出た記号 ( 以下この (ハ) において同じ。 ) )</p> <p>なお、当該記号が製造場等を表す記号であることが、明らかに分かる場合には、次のとおり表示することとしても差し支えない。</p> <p>( 表示例 )</p> <table data-bbox="997 622 1396 757"> <tr> <td>( 表示部分 )</td> <td>( 記載部分 )</td> </tr> <tr> <td>「製造場の記号 缶底左側に記載」</td> <td>「 <u>D</u> / Lot.1 」</td> </tr> <tr> <td>「製造場の記号 缶底に記載」</td> <td>「 <u>D</u> 」</td> </tr> </table> <p>(ロ) ~ (ホ) ( 同左 )</p> <p>二 ( 同左 )</p>	( 表示部分 )	( 記載部分 )	「製造場の記号 缶底左側に記載」	「 <u>D</u> / Lot.1 」	「製造場の記号 缶底に記載」	「 <u>D</u> 」
( 表示部分 )	( 記載部分 )												
「製造場の記号 缶底左側に記載」	「 <u>E</u> / Lot.1 」												
「製造場の記号 缶底に記載」	「 <u>E</u> 」												
( 表示部分 )	( 記載部分 )												
「製造場の記号 缶底左側に記載」	「 <u>D</u> / Lot.1 」												
「製造場の記号 缶底に記載」	「 <u>D</u> 」												